

# 三井住友信託のアンサーサービス 取引規定

適用日 2026年3月2日

## 1. (アンサーサービス)

本規定は、「アンサーサービス」(以下に定める「連絡サービス」および「照会サービス」(以下「連絡・照会サービス」といいます。))ならびに「振込・振替サービス」(以下「振込・振替サービス」といいます。))の取扱いについて規定するものです。

## 2. (連絡・照会)

- (1)「連絡・照会サービス」は、ご契約者本人(以下「依頼人」といいます。))が指定するファクシミリ、パソコン等の機器(以下「使用端末機」といいます。))によって、取引内容・残高の連絡・照会を行うものです。
- (2)依頼人は連絡・照会サービスを利用するにあたり、利用口座の預金種目・口座番号および連絡・照会用暗証番号、連絡方法、出力様式、ファクシミリ番号等について、あらかじめ届出ておくものとします。
- (3)連絡の場合、当社は届出のファクシミリ番号あてに発信を行い、自動着信とする場合を除き、あらかじめご指定の応答があった場合、受信者を依頼人とみなし連絡します。自動着信とする場合は、依頼人指定のファクシミリ番号あての発信により、依頼人に連絡したものとみなします。なお、当社所定の連絡時刻を目途に連絡するものとします。
- (4)照会の場合には、当社で受信した連絡・照会用暗証番号および支店番号、預金種目・口座番号が届出の通知・照会用暗証番号および支店番号、預金種目・口座番号と一致したとき、送信者を依頼人とみなし応答します。
- (5)振込入金における振込依頼人からの訂正依頼、受入証券の不渡、その他相当の理由がある場合には、連絡または応答後に取引内容が変更となることがあります。
- (6)第3項に規定する連絡または第4項に規定する応答、および第5項に規定する連絡・応答後の取引内容変更によって生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 3. (振込・振替取引の範囲)

- (1)「振込・振替サービス」は使用端末機によって次の振込・振替取引を依頼する場合に利用できるものとします。
  - ①依頼日当日に、あらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。))から振込資金または振替資金(以下「振込・振替資金」といいます。))を引落しのうえ、依頼人が指定した当社または他の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。))あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引。
  - ②依頼日の翌営業日から7営業日後までの営業日で依頼人が指定する日(以下「振込・振替指定日」といいます。))に、支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引。(以下「振込・振替予約」といいます。))
- (2)前項における入金指定口座の指定は、あらかじめ依頼人が届出る方式により行うものとします。ただし、振込・振替予約の場合には、都度依頼人が指定する方式(以下「都度指定方式」といいます。))により行うこともできます。
- (3)第1項の振込・振替取引は、次の各号の区分により取扱います。
  - ①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一支店にあっても名義が異なる場合には「振込」として取扱います。
  - ②支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

## 4. (振込・振替取引の依頼)

- (1)振込・振替サービスによる1回あたりの振込金額または振替金額(以下「振込・振替金額」といいます。))は、あらかじめ依頼人が指定した金額の範囲内とします。この上限金額は1億円以内とします。ただし、当社が別途承諾した場合にはこの限りではありません。
- (2)振込・振替取引を依頼する場合には、あらかじめ当社が指定した電話番号あてに送信を行い、入金指定口座の登録番号(都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関名・支店名およ

び当該口座の名義・預金種目・口座番号)、支払指定口座の預金種目・口座番号、振込・振替金額、暗証番号その他の必要事項を使用端末機によって、本サービスの利用方法に則って入力してください。振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日も入力してください。当社は、入力された事項を依頼内容とします。

- (3)当社が受信した暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、承認暗証番号および確認コードを使用端末機によって入力してください。(承認暗証番号は依頼人の使用端末機、アンサーサービスの契約内容により入力不要の場合があります。)都度指定方式の場合には、確認暗証番号も入力してください。

#### 5. (振込・振替契約の成立等)

- (1)依頼内容は、当社が受信した暗証番号、承認暗証番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号(以下これらを「振込振替関連暗証番号」といいます。)と届出の振込振替関連暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。当社が振込振替関連暗証番号の一致を確認して取扱いましたうえは、振込振替関連暗証番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2)依頼内容が確定したときは、その旨の通知を依頼人に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに取引店に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3)当社は、依頼内容確定時(ただし、振込・振替予約の場合には振込・振替指定日の朝 6 時 30 分頃)に、振込・振替資金、振込手数料(第 9 条第 2 項ただし書きの方法により支払うものを除きます。)その他振込・振替サービスに関連して必要となる手数料(以下「振込・振替資金等」といいます。)を、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、支払指定口座から自動的に引落します。
- (4)振込・振替契約は、前項に規定する振込・振替資金等を当社が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。なお、同一の振込・振替指定日の振込・振替予約を複数依頼した場合は、依頼を受付けた順に振込・振替資金等の引落を行います。
- (5)前項により、振込・振替契約が成立したときは、当社は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。なお、同一の振込・振替指定日の振込・振替予約についても、成立した順に処理を行います。

#### 6. (振込・振替予約における振込・振替資金等の引落し不能の場合の取扱い)

振込・振替予約の場合には、当社は、前条第 2 項に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前条第 3 項に規定する振込・振替資金等の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込・振替の取扱いはしません。この場合、当社は依頼人に対し振込・振替資金などの引落し不能の旨の通知はしません。

#### 7. (振込・振替依頼内容の変更、組戻し)

- (1)振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある取引店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
  - ①訂正の依頼にあたっては、当社所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章(以下「届出の印章」といいます。)により記名押印して提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ②当社は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2)振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある取引店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。
  - ①組戻しの依頼にあたっては、当社所定の組戻し依頼書に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ②当社は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当社所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、

当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- (3) 前 2 項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (4) 訂正依頼書または組戻依頼書に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

#### 8. (使用端末機による振込・振替予約内容の変更、取りやめ)

- (1) 振込・振替予約の場合には、依頼内容の変更はできません。
- (2) 振込・振替予約の場合で、依頼の取りやめを行うときは、前条に規定する方法のほか、振込・振替指定日の1営業日前までに限り、使用端末機によって本サービスの利用方法に則って行うことができます。
- (3) 前項の使用端末機による依頼の取りやめの取扱いについては、第 5 条第 1 項の規定を準用します。

#### 9. (利用可能日・利用可能時間)

- (1) 本サービスの利用可能日および利用可能時間は、当社所定の日付および時間内とします。
- (2) 当社は、依頼人に事前に通知することなく利用可能日および利用可能時間を変更することができるものとし、変更後ただちに当社のホームページへの掲載により公表します。なお、当社は、依頼人に対する個別の通知を要しないものとします。
- (3) 当社は、前項にかかわらず、システムの維持、改善、保守のために本サービスの取扱いを一時停止することがあります。その場合、事前にその日時等を当社のホームページへの掲載により公表します。

#### 10. (手数料)

- (1) 振込・振替サービスの利用に際しては、当社の定める基本手数料を1ヵ月単位でお支払いいただきます。基本手数料は、毎月 10 日(銀行休業日の場合は翌営業日)に前月の利用分として、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。
- (2) 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当社所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払については、事前に取り決めた引落指定日に一括して引落す方法によることができます。
- (3) 第 7 条第 2 項に規定する組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をお支払いいただきます。

#### 11. (取引内容の確認等)

- (1) 振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、当社所定の期間、本サービスの利用方法に則って使用端末機により照会することができます。
- (2) 当社は、当月の振込・振替取引について翌月 10 営業日ごろまでにその明細を記載した通知を届出住所へ送付しますので、取引内容を確認してください。
- (3) 前 2 項の場合において取引内容に相違があるとき、または前項の場合において通知が届かないときは、直ちにその旨を取引店に連絡してください。
- (4) 依頼人と当社の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

#### 12. (届出事項の変更)

- (1) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、ファクシミリ番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社から通知または送付する書類等が延着または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 13. (免責事項等)

- (1) 次の各号の事由により連絡・応答の延滞・不能および振込・振替金の入金不能、入金延滞等があっても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

- ①通信混雑等による電話・インターネット等の不通、災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
  - ②当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、依頼人、当社または通信業者その他の第三者が使用する端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき(コンピュータウイルス等により障害が生じたときを含みますが、これに限られないものとします。)
  - ③当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。
  - ④依頼人が管理する使用端末機、暗証番号等について、不正使用その他の事故があったとき。
- (2)盗聴・不正アクセス等、当社の責によらない事由により、届出情報、取引情報等が漏えいしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 14. (解約等)

- (1)アンサーサービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2)当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3)依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当社がアンサーサービスの利用契約を解約するときは、当社が依頼人にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
  - ①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
  - ②手形交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分もしくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
  - ③住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当社において依頼人の所在が不明となったとき、あるいは、届出電話番号で連絡がとれない状況が生じたとき。
  - ④手数料の未払いが生じたとき。
  - ⑤1年以上にわたり、アンサーサービスの利用がないとき。
  - ⑥解散、その他営業活動を休止したとき。
- (4)アンサーサービスの利用契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当社はその処理をする義務を負いません。

#### 15. (関係規定の適用・準用)

- (1)この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定により取扱います。
- (2)振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

#### 16. (規定の変更)

- (1)当社は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、依頼人に事前の承諾を得ることなく、この規定の内容を変更すること(アンサーサービスのサービス内容の変更・廃止を含みますが、これに限らないものとします。)ができるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社は責任を負いません。

#### 17. (契約期間)

アンサーサービスの利用契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当社から特に申出のない限り、契約期間満了の日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上